

## 飛騨県事務所のご案内

飛騨県事務所では、主に次の業務を取り扱っています。

業務等の種類	窓口
総合窓口、総合庁舎（飛騨・下呂）の施設管理など	振興防災課 管理調整係 下呂市駐在（下呂総合庁舎）
地域振興、地域防災（火山防災協議会事務局）、消防団協力事業所の減税認定、消費生活相談、社会教育、家庭教育、青少年育成、政治団体に関する届出など	振興防災課 振興防災係 (選舉管理委員会飛騨地方事務局)
観光振興、旅行業法に係る届出など	振興防災課 観光係
地域経済及び企業活動の調査等、中小企業協同組合法等に係る申請・届出、採石法・砂利採取法に係る認可申請等、燃料電池自動車（F C V）の貸出など	振興防災課 産業労働係
会計書類の審査（総合庁舎内の全機関）、飛騨地域の県機関の会計指導など	出納課 会計指導係 下呂市駐在（下呂総合庁舎）
公害防止（大気汚染・水質汚濁・ダイオキシン類・土壤汚染、フロン類）の規制に係る届出・登録等、温泉に係る許可申請等、狩猟免許・狩猟者登録に係る申請・届出等、乗鞍岳の自然環境の保全、自然公園法・県立自然公園条例に係る許可申請等、希少野生生物保護条例に係る許可申請など	環境課 環境保全係
廃棄物処理法（産業廃棄物関係）・廃棄物の適正処理等に関する条例に係る許可申請・届出等、自動車リサイクル法に係る許可申請等、浄化槽法・浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例に係る申請・届出など	環境課 廃棄物対策係
介護保険事業所の指定申請・変更届、社会福祉法人の登録免許税に関する申請、配偶者暴力（D V）の相談支援、生活保護等の生活困窮者に対する支援、ぎふ清流おもいやり駐車場の利用証交付申請など	福祉課 福祉係

### 飛騨県事務所の沿革

飛騨県事務所は、古くは、旧飛騨国全域を直轄領（天領）として統治するため、江戸幕府が設置した飛騨郡代（当初は代官）役所を前身としています。

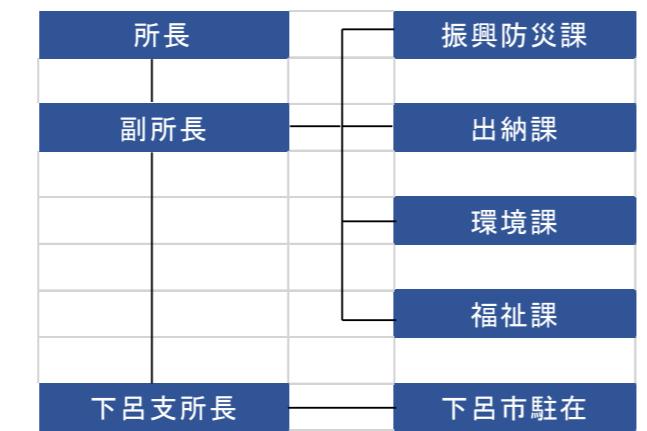
明治維新後、旧飛騨国は、飛騨県、高山県、筑摩県を経て、明治9(1876)年、岐阜県に編入されましたが、これに伴い、旧飛騨郡代役所も飛騨県、高山県の県庁、筑摩県の支庁を経て、岐阜県高山支庁となります。

その後、明治・大正期の地方制度改革や戦後改革等による数次の改組を経て、現在の飛騨県事務所となりますが、今まで飛騨地域における県行政の拠点としての役割を果たしています。

現在、下呂市における事務を分掌するため、下呂総合庁舎に下呂市駐在を設置し、飛騨・下呂総合庁舎の2拠点で業務を行っています。

なお、国内で唯一現存する江戸時代の陣屋として一般公開されている高山陣屋（国史跡）は、現在地へ移転する昭和44(1969)年まで、当事務所の庁舎として使用していた建物です。

### 飛騨県事務所組織図（令和7年4月1日現在）



### 岐阜県 飛騨県事務所

本所 〒506-8688 岐阜県高山市上岡本町7丁目468番地  
電話 0577-33-1111（代表）

下呂支所  
〒509-2592 岐阜県下呂市萩原町羽根2605番地1  
電話 0576-52-3111（代表）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/20509/>

令和7（2025）年度

# 地域の概要



春の高山祭（桜と祭屋台・高山市）

岐 阜 県  
飛 騨 県 事 務 所